

令和 5 年度第 2 回企業庁経営評価委員会 議事概要

- 1 日時 令和 5 年 11 月 2 日（木）15：00 ～ 17：00
- 2 場所 兵庫県庁 3 号館 6 階 第 6 委員会室
- 3 議事 （1）地域整備事業の課題

（1）地域整備事業の課題

① 地域整備事業会計の財務状況（貸借対照表、資金繰り）について

（委員）

- ・ 第 1 回委員会の場で企業債の償還や借入金の返済等のスケジュールをはじめ、かなりの分量の資料の準備をお願いしたが、しっかりとご提示いただいたことに感謝申し上げます。事務局のこのような姿勢が地域整備事業の問題について議論する上で非常に重要だと考えている。前回、これらの資料を提示するようお願いしたのは、資金ショートが発生する可能性があると考えたためである。今後は従来キャッシュフローに加えて、将来キャッシュフローについても検証することが重要である。
- ・ 資料上、令和 4 年度の現金収支が▲44 億円となっている一方、年度末資金残高は 89 億円となっている。仮に今後も 40 億円程度の資金流出が継続するのであれば、あと数年で資金が底をつくことになる。これは概算であり、実際には十分な精査が必要であるが、現時点で厳しい状況に置かれていることは確かである。また、実際に資金ショートが発生した場合の対応についても考えておく必要がある。

（委員）

- ・ 今回は非常に多くの資料をご準備いただいたことで、地域整備事業の実態がよく見えるようになった。貸借対照表における純資産 412 億円は、未成事業資産をはじめ、資産性の評価を行う前の資産計上額を元に算定された数字である。一般的に会計の世界では、対象となる資産から得られる将来キャッシュフローと帳簿価額とを比較して、将来キャッシュフローが帳簿価額を下回る場合には帳簿価額に見合うだけの資産性がないと判断する。具体的には、分譲中の土地であれば将来の売却収入、貸付金や未収金などの債権であれば将来の回収可能額、施設など

の固定資産であれば当該固定資産を稼働させることで得られる収入（施設使用料等）と帳簿価額とを比較することで、資産性の有無を判断する。地域整備事業の貸借対照表を確認したところ、以下①～③については資産性がないと判断せざるを得ない。

- ①未成事業資産（進度調整地）：貸借対照表上、508 億円資産計上されているが、売却収入の見込額は 85 億円であり、将来キャッシュフローが帳簿価額を下回っているため、その差額分 423 億円については資産性がないと判断される。
- ②長期未収入金：播磨高原事務組合に対する 28 億円については、地域の計画人口に達するまで返済を猶予するよう申し出を受けているとのことだが、同組合がホームページで公開している令和 4 年度末時点の現預金残高は 2.2 億円であり、当該未収入金の回収可能性は低いと見做され、これも資産性がないと判断される。
- ③有形固定資産：淡路夢舞台の固定資産 91 億円については、経常的支出がリース料収入を上回っており、収支差額がマイナスとなることから、資産性がないと判断される。

精査前の概算額ではあるが、上記①～③において計上すべき評価損の合計金額は 542 億円となり、純資産額 412 億円を上回っている。すなわち、実質的には 130 億円の債務超過状態であるといえる。

- ・ 企業債の償還財源について、地域整備事業の貸借対照表上の現預金等の流動資産は 126 億円、未払金と預り金等が 11 億円であり、これらの差引金額 115 億円が令和 4 年度末時点において企業債償還に充てられる資金であると考えられる。この 115 億円と企業債の償還スケジュールを対査すると、令和 8 年度末に手元資金が底をつくと推測できる。これに加えて運転資金を勘案すると、令和 7 年度中にも資金ショートする恐れがあり、端的に言えば黒字倒産が間近に迫っている状況である。
- ・ 企業債のデフォルトが現実化する恐れがある以上、これを回避するためのあらゆる選択肢を模索する必要がある。

（事務局）

- ・ 企業庁としては、本業の分譲収入を確保することは当然として、現在定借中の資

産を定借期間満了後に売却する等、償還資金の確保に向けた取り組みを進めていく。また、一般会計との貸借関係を精算することで、一定量の資金を確保していきたいと考えている。

(事務局)

- ・ 地域整備事業と一般会計との間の貸借相殺後の金額と、企業資産会計から一般会計への貸付金を合わせると 200 億円弱の黒字となるため、精算が実現すれば企業債償還の財源が確保できる。
- ・ 今後の検討にはなるが、将来的な環境林化等、進捗調整地をどんな形で活用するかが企業債償還に当たってのポイントになると考えている。

(事務局)

- ・ 播磨高原事務組合について、28 億円の返済に充てるだけの現預金がないことは事実であるが、組合を構成している上郡町、たつの市が所要額を予算措置し、組合を通じて企業庁に返済する仕組みになっている。したがって、現時点で組合に財源がないからといって、回収見込みが全くないというわけではない。

(委員)

- ・ 20 年間という長期にわたって未稼働分にかかる返済を猶予している状況を勘案すると、現実的には令和 6 年度中に計画通り 4 億 2 千万円の回収ができる可能性は極めて低いのではないか。

(事務局)

- ・ 市町の財政状況を考慮して、この 20 年間は稼働分の償還を優先し、未稼働分の償還を猶予してきた。令和 6 年度中の回収は、元々見込んでいた国庫補助収入が見込めず難しい状況だが、令和 6 年度で稼働分の支払いが終了するため、令和 6 年度の未稼働分を後年度に分割して償還するよう計画変更協議を進めている。

(委員)

- ・ 資金ショートを回避するためには、楽観的な見通しは排除し、最悪のシナリオを想定して企業債償還計画を策定する必要がある。

(委員)

- ・ 播磨高原事務組合の件をはじめ、各担当者は困難な状況下でなんとか事態を打開すべく努力されていることは十分理解している。一方、地域整備事業の資金シヨ

ートの回避策を検討する上で、やはり最悪のシナリオを前提に置く必要があると思う。

(委員)

- ・ 最悪のシナリオを想定するという話は正しいと思うし、民間企業ではそれがベストだと思うが、地方公共団体として、対外的に債権放棄と受け止められないようにする必要がある。すなわち、企業庁が資金回収をあきらめたのではないかと受け止められないような表現を追加すべきと考える。

(委員)

- ・ 「最悪のシナリオを想定して」というのは、資金ショートに至らないようにする方策を考える上での話である。企業庁や県として、やるべきことはきちんとやっていくというのは大前提であると認識している。

(委員)

- ・ 本日欠席の委員からも、資産サイドの査定が重要だのご意見をいただいている。また、支出超過、すなわち資金ショートになった場合、一般会計からの補填等、どのような方策を考えられているのか教えてほしいとの意見もあった。また、地域整備事業から一般会計への貸付金 399 億円と一般会計からの借入金 320 億円の差し引き 79 億円は企業債の償還財源となりうるか、という質問があった。

(事務局)

- ・ 差し引き 79 億円は企業債の償還に充てられるものと考えている。

(委員)

- ・ 本日の議論の中で出てきた「デフォルト」という言葉は一人歩きする恐れがあり、適切ではないと考える。兵庫県全体の信用性に問題が生じているわけではないため、「(県の一会計である) 地域整備事業会計において、資金ショートが発生する可能性がある」というのが正しい表現である。

(委員)

- ・ 銀行では、貸借対照表をそのまま査定するのではなく、時価に置きなおして査定する(実態財務)。何のためにやっているかという点、一つは自身(自社)を見つめなおしてもらうため、もう一つはステイクホルダーに対して実態を見せるためである。企業価値の見方には、事業が存続する前提の価値(存続価値)と、事

業存続を前提としない価値（清算価値）の2種類のパターンがあり、後者については直ちに時価で処理することになる。また、現代の会計基準には、キャッシュを生まない資産はそのまま計上できないという考えが適用されている。本議論においては、このような考え方を反映させなければならない。

- ・ 実質的に債務超過になった場合の対応には2つの方法がある。1つ目は、スポンサーを探す方法。2つ目は、収益を生み出す事業とそうでない事業に峻別した上で、収益を生み出す事業についてはキャッシュフローを極大化する方策を検討し、収益性の悪い事業は思い切って捨てる方法である。収益性の悪い事業を捨てる場合には、企業庁だけでなく、県全体の問題としてとらえるべきである。

（委員）

- ・ 事業再生の手法で、会社を良い事業と悪い事業とで分割して、良い事業だけで企業再生を図る手法を適用する場合、良い事業は地域創生整備事業、悪い事業は地域整備事業になると思う。この場合、地域整備事業を清算することになるが、これはおそらく困難であると思う。したがって、事業会計を跨いだトータルの事業収支を見る必要がある。企業債償還が厳しい状況で、どれだけお金を使わないかを考えていく必要がある。採算性が悪い事業や、緊急性が低い事業を早急に見極めて、できるだけお金を使わないということも現実的には必要である。

② 企業債の発行・償還について

（委員）

- ・ 企業債の借り換えができない理由を教えてください。
- ・ これまでの議論から、進度調整地の簿価も、企業債の残高も、播磨科学公園都市の金額規模が最も大きいのではないかと予想していたが、今回の資料からひょうご情報公園都市の方が大きいことがわかり、驚いた。播磨科学公園都市にしてもひょうご情報公園都市にしても、県から高値掴みで用地を取得することになったことは問題であり、今後の一般会計との交渉時には、その事実を明確にしておくべきである。

（事務局）

- ・ 過去にも5年債・10年債にて借り換えは実施しており、資料に記載している償

還年度は30年の最終期限にあたるためである（資料中の企業債残高は、借り換え分を除いた金額を記載している）。例えばひょうご情報公園都市は平成10年に土地を購入しており、30年後の令和10年が企業債償還の最終期限となっている。

（委員）

- ・ ひょうご情報公園都市の企業債残高が一番多額な理由は、発行時期が一番最近だからではないのか。過去には他の事業にかかる企業債も多く発行していたが、それらはすでに償還が完了しているということではないのか。

（事務局）

- ・ お見込みのとおり。今から30年以上前に発行したものは現時点で償還済みであり、発行が一番遅かったひょうご情報公園都市の分の残高が多く残っている状況である。企業債を最後に発行したのが平成20年頃であり、30年後の令和20年頃にその償還が完了する。

（委員）

- ・ 今後、企業債の信用スプレッドに動きが生じること、また、これまで20年余り続いてきた長期債務の異常なまでの低金利にも変化が生じることが予想されている。このような市況変化により、企業債の償還スケジュールにどのような変化が生じるのか、3条予算・4条予算の動きとも合わせて教えていただきたい。また、兵庫県企業庁に限った話ではないが、そのような市況変化に、（財務関係の）担当者がついて行けないのではないかと懸念がある。一般会計にも（財務関係の）スペシャリストがいると思うが、一般会計との協力体制について、次回で結構なので教えていただきたい。

（事務局）

- ・ 企業債を含め兵庫県債のほとんどは固定金利・元金均等で調達されている。現下の金利環境の変化は既発債の借換え時に徐々に影響してくる可能性はあるものの、既存の償還スケジュールに影響するものではない。また、企業債を含め兵庫県債はすべて県財政課において調達・償還業務が一元管理されている。同課において、金利環境の変化に応じて機動的に発行条件を修正しながら、調達コストの最適化が図られているものと承知している。

③ 進捗調整地の処分方法について

(委員)

- ・ 進捗調整地を処分する方法として、環境林化や民間への売却以外に現実的な方法はあるのか。

(事務局)

- ・ 地元市町や県庁内の他部局に対する活用希望の照会、県有財産の活用会議等を通じて、進捗調整地の活用方法を模索してきたが、現代では土地を活用した事業が少ないこともあり、有力な手立は見つかっていない。そのような背景に加え、進捗調整地が山林であることも踏まえて、環境林化が一つの手段になりうるという意見が各方面から出されているものと認識している。

(委員)

- ・ 企業庁としては、環境林化が最も実現可能性の高い選択肢であると考えているということか。

(事務局)

- ・ 一般会計との間で、環境林化を進めざるを得ないという方向性で協議することになるかと思う。

(委員)

- ・ 企業債の償還財源の確保のため、安値であっても民間へ売却する可能性はあるのか。

(事務局)

- ・ キャッシュフロー上有利な条件であり、公益性があつて地域の活力につながるような事業の提案があれば、民間への売却も前向きに考えたい。しかしながら、進捗調整地は高低差のある山林であることから、需要は少ないように思う。

(委員)

- ・ 進捗調整地について、環境林として一般会計に買い取ってもらえるのであれば企業庁としてはベストだろうが、企業庁だけで決められる問題ではない。また、本委員会における中間あるいは最終の取りまとめ期限までに一定の方向性を示すことは難しいかもしれない。何度も繰り返しているように、最悪のシナリオを前

提におく必要があるため、委員会の取りまとめの中で環境林化を勧めるにしても、すべての進捗調整地を対象にするのは困難だと感じている。

(委員)

- ・ 環境林化することで、企業庁単体の目線ではキャッシュが手に入り、償還財源を確保できることになるが、県全体の目線で考えると、会計間で負担のすげ替えが行われているだけであり、県の負担が減っているわけではない。環境林化としても、補助金等、県の外からお金を得られるような手段を模索すべきである。

(事務局)

- ・ 地域創生整備事業会計の話ではあるが、ひょうご情報公園都市の第2期検討エリアでは、三木市にも一定の負担をいただいて整備を行う方向で検討、協議を進めている。このように、環境林以外にも、外部から資金を集めるための様々な方法を検討している。

④ 個別事業について

(i) ひょうご情報公園都市第2期

(委員)

- ・ ひょうご情報公園都市第2期について、未買収地があるため、一部工区の開発が困難とのことだが、もう少し踏み込んで実現可能性を検討できないものか。阪神間ほどではないが、立地条件も良く、土地の需要はある場所と思われるため、望ましくはないが、最終的には土地収用などの可能性も検討の余地がある。

(事務局)

- ・ ひょうご情報公園都市第2期の土地については、事業可能性を検討している区域(第3工区、第1工区北)は買収済みである。

(事務局)

- ・ ひょうご情報公園都市の第2工区と第4工区の一部に未買収地がある。道路や河川整備等の公共事業は土地収用の対象になるが、用地造成による売却の場合には収用は困難。所有者からの購入についても、平成2年のバブル時の用地単価がピークであったときに売却に難色を示された方に対し、当時よりも下落した現在の単価(時価)を提示したとしても、難色を示されることが予想される。

(委員)

- ・ 当時難色を示されたのは、土地価格がまだ上がるかもという期待からか。

(事務局)

- ・ 当時の経緯は不明だが、当時の単価を知っている人に対し、今の単価で売却いただくには、苦勞が多いと思われる。

(委員)

- ・ 交渉してみないとわからないと思うが、難しい状況であることは理解した。首都圏では工場立地造成の場合であっても収用ができた、あるいはできるという情報を耳にしたことがあるので、可能性はあると思う。

(事務局)

- ・ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の近郊整備区域の整備及び開発に関する法律に基づき、都市計画事業として「工業団地造成事業」が行われており、法的な効果として収用権が付与されている。
- ・ ひょうご情報公園都市は市街化調整区域であるため、都市計画事業としての「工業団地造成事業」での整備は行っていない。

(委員)

- ・ ひょうご情報公園都市の第2期は、地域創生整備事業会計で進めるとのこと。現在、進度調整地は有形固定資産として、地域整備事業の貸借対照表上で帳簿価額162億円が計上されているが、今後、事業展開する場合には地域整備事業から地域創生整備事業会計に時価の17億円で売却することになるのか。

(事務局)

- ・ 事業化の際には、改めて評価し直して、時価で売却する。

(委員)

- ・ 第2期事業を行うか否かの判断基準はどのようなものか。

(事務局)

- ・ 採算性だけでなく、立地企業による副次的な効果、例えば、不動産取得税、固定資産税、勤務する方の所得税、住民税等の増収効果や、にぎわいによる経済効果等を勘案して判断する。過去は産業用地造成後に立地企業を探していたが、今後は立地企業の希望を先に見据えたうえで事業化の判断を行う。

(ii) 淡路夢舞台

(委員)

- ・ 過去の経営評価委員会の資料にはなかった詳細な資料をご提示いただいたので、細かい部分ではあるが以下の点について確認させていただきたい。淡路夢舞台の貸付金（リースバック）の回収金額について、令和9年度以降の年度平均は2億円で間違いはないか。また、現状、夢舞台に対する経常的支出が令和4年度実績で約4億円とのことだが、これに対する収入はあるのか。全額持ち出しか。

(事務局)

- ・ 平均回収額は2億円で間違いはない。また、経常的支出は全額持ち出しである。

(委員)

- ・ 経常的支出の4億円は、今後も毎年かかってくるのか。

(事務局)

- ・ 年度により増減はあるが、概ねそのとおりである。

(委員)

- ・ 80年間、4億円を補填し続けるということでは理解した。

⑤ これまでの地域整備事業についての評価と今後の方針策定について

(委員)

- ・ これまで地域整備事業は、播磨科学公園都市、淡路夢舞台、ひょうご情報公園都市、潮芦屋、神戸三田国際公園都市等において、直接的に兵庫県に入ってくる収入以外の点、例えば経済の発展による雇用創出や税収増加、研究開発の発展や住環境の向上への寄与等の見えない部分での外部効果も含めて、大きな役割を果たしてきたと思う。一方、同事業における過度の支出は最終的に県民の負担につながる恐れもあるため、費用と効果のバランスを考える必要がある。

(委員)

- ・ これまでの地域整備事業の経緯を読み解くと、企業庁に対し、他会計の負債を承継させたり（例：北摂特会における借入金）、資産を買い取らせてきた（例：淡路夢舞台の施設）歴史的経緯があることがわかる。こういった過去の経緯が、現在の地域整備事業会計につながっていることを認識した上で、これらの問題を見

て見ぬふりをせず、現世代で決着をつけること、次世代につけを残さないことを念頭に置いて、将来の地域整備事業について検討を進める必要がある。

(委員)

- ・ 淡路夢舞台以外の4事業の収支差額は計▲2,090億円、進度調整地を除いても▲1,582億円に上っている※。これまでのご説明にあったとおり、税の増収や経済効果等、見えない部分での効果はあったと思うが、平成以降に行った事業はすべて赤字と失敗続きの中で、どのようにしてひょうご情報公園都市第2期を成功に導くのか。事業収支を見ると、用地費とほぼ同額の造成・建築費がかかっており、これらの合計額を上回るだけの収入が得られないと、収支はプラスにはならない。地域創生整備事業会計において用地を時価で購入し、収支がプラスになったとしても、そのマイナス分(時価と簿価の差額)は地域整備事業会計において抱えることになるのだが、そのことについてどう考えているか。

※:(事務局補足)各事業の収入・支出のうち、地域整備事業会計全体に跨がるものについては、事業費額等で按分して算出。

(事務局)

- ・ 個別の事業実施の判断にあたり、どういった基準を設けるのかという点については、企業庁としての考えはあるものの、次年度の経営評価委員会の場で深掘りした議論をお願いしたいと考えている。過去の事業については、県土の均衡発展の観点から、臨海部で発生した収支の黒字分を内陸部での開発に充てたものであり、右肩上がりの時代であった当時の判断としては、ある程度やむを得ないものと考えている。

(事務局)

- ・ 公益性と経済性という、本来であれば相反するものを両立させていかなければならない。人口が減っていく中で、地域活性化に向け、雇用の場を作っていくことは地元にとって大きな生命線である。地域と一緒に事業を実施するスキームの最初の試金石がひょうご小野産業団地であった。同様のスキームにより、ひょうご情報公園都市第2期を事業化できるのか、シビアに調査を行っているところである。「最悪のシナリオ」をベースにしつつも、来年度以降、地元のステイクホルダーの意見を聞く場を設けるとともに、県全体で誰がどのような役割を

担うのかを整理した上で、個別の事業について議論をしていきたいと考えている。

(委員)

- ・ 公益性を重視すると、必然的に企業庁の会計は財政的に厳しくなる。ただそれだけでなく、過去の経緯、すなわち一般会計から負債を承継したり、資産性に乏しい資産を高値で購入してきた構造に、大きな問題があったと思う。前回も言ったように、過去をただ批判するのではなく、未来志向を持って、現時点の状況を正しく見据えて、将来世代につけを残さないような対策を考えていくことが必要である。

⑥ まとめ

(委員)

- ・ 本日の議論で出た内容をまとめると、最悪のシナリオにおける将来キャッシュフローを検証すること、進度調整地の処分方針について県全体で議論すること、各事業において合理化を進めること、保有資産の活用・処分の検討を進めること、一般会計との貸借関係の整理についてその時期も含めて検討することである。そして忘れてはならないのが、県全体の視点をもって最善策を考えていくことである。